

フィリピンの幼稚園教育法 —基礎教育の制度化—

海外立法情報課 遠藤 聡

【目次】

はじめに

- I フィリピンにおける基礎教育
 - 1 フィリピンの教育制度
 - 2 ミレニアム開発目標との関連
- II 幼稚園教育法の概要
 - 1 幼稚園教育の義務化
 - 2 母語を基礎とする多言語教育
- III 基礎教育計画の策定
 - 1 基礎教育制度の改革
 - 2 「万人のための幼稚園教育」

おわりに

翻訳：幼稚園教育を基礎教育制度に組み込み、併せて
その予算を充当する法律（幼稚園教育法）

はじめに

フィリピンでは、幼稚園教育を基礎教育制度に組み込み、併せてその予算を充当する法律（An Act Institutionalizing the Kindergarten Education into the Basic Education System and Appropriating Funds Therefor: Republic Act No.10157 (Kindergarten Education Act)、以下「幼稚園教育法」という⁽¹⁾が、2012年1月

20日、ベニグノ・アキノ（Benigno S. Aquino III）大統領の署名を得て成立し、同年3月14日、施行された。同年4月17日、教育省は、同法の実施命令である教育省令2012年第32号（以下「教育省令第32号」という⁽²⁾）を制定し、同年4月24日、政府は、「基礎教育計画：K to 12」（以下「K to 12」という⁽³⁾）を公表した。フィリピンの学校年度の新学期が始まる6月1日に合わせ、同年同月から、幼稚園教育法の規定が部分的に実施された。同法は、全12条からなり、フィリピンの教育制度を改革する上で、重要な法的基盤となるものである。

本稿では、まず、フィリピンにおける教育制度の中で、幼稚園教育及び基礎教育計画の策定過程を、2000年9月に国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」及び同宣言を中心にとりまとめた「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals=MDGs⁽⁴⁾）との関連を踏まえて解説する。次に、幼稚園教育法について、その中核となる幼稚園教育の義務化、「母語を基礎とする多言語教育」（mother tongue-based multilingual education=MTB-MLE）に関する規定を、その実施命令である教育省令第32号等を参照しつつ解説する。最後に、「K to 12」における幼稚園教育の制度化の概要

(1) “An Act Institutionalizing the Kindergarten Education into the Basic Education System and Appropriating Funds Therefor: Republic Act No.10157 (Kindergarten Education Act).” 〈<http://www.gov.ph/2012/01/20/republic-act-no-10157/>〉；〈<http://www.deped.gov.ph/cpanel/uploads/issuanceImg/DM%20No.%2025,%20s.%202012.pdf>〉；〈http://www.senate.gov.ph/republic_acts/ra%2010157.pdf〉以下、インターネット情報は、すべて2012年6月15日現在である。

(2) “DepEd Order No.32, 2012: Implementing Rules and Regulations of Republic Act (RA) No.10157 Otherwise Known as “The Kindergarten Education Act.” 〈<http://www.deped.gov.ph/cpanel/uploads/issuanceImg/DO%20No.%2032,%20s.%202012%20New.pdf>〉

(3) “The K to 12: Basic Education Program,” 2012.4.24. 〈<http://www.gov.ph/k-12/>〉

(4) 『ミレニアム開発目標』国連開発計画（UNDP）東京事務所，2011. 〈http://www.undp.or.jp/publications/pdf/millennium2010_11.pdf〉

を述べる。文末には、同法の全訳を付す。

I フィリピンにおける基礎教育

1 フィリピンの教育制度

フィリピンは、人口約 9400 万人からなる国であり、民族については、マレー系が主体であるものの、中国系やスペイン系の混血のほか多種の少数民族に分類される。宗教については、カトリックが約 83%、その他のキリスト教が約 10%、イスラム教が約 5% である。使用言語については、フィリピノ語 (Filipino)⁽⁵⁾ を国語に、フィリピノ語及び英語を公用語としている。その他に 80 種以上の母語が使用されているとされ、タガログ語など 8 種類の母語が主要言語となっている。こうした多言語国家であるフィリピンでは、「万人のための教育」(Education for ALL)⁽⁶⁾ のため、大学等の高等教育以前にあたる基礎教育における教育言語の問題として「母語を基礎とする多言語教育」の実現が大きな課題となってきた。

フィリピンの教育制度は、6-4 制、すなわち初等教育 (6 年)、中等教育 (4 年) である⁽⁷⁾。初等教育は無償の義務教育である。学齢は、初等教育が 6 歳から 11 歳、中等教育が 12 歳から 15 歳であるが、就学年齢を過ぎた児童が入学する場合もある。また、中退率が高く、就学率は高いものの、修了率は高いとはいえない。2010

～2011 学校年度では、小学校の粗就学率⁽⁸⁾ 107.47%、純就学率⁽⁹⁾ 89.89%、残存率⁽¹⁰⁾ 74.23%、修了率 72.11%、中退率 6.29%、第 4 学年から第 5 学年への移行率 96.87% であり、中学校の粗就学率 81.78%、純就学率 60.88%、残存率 79.43%、修了率 75.06%、中退率 7.79%、小学校第 6 学年から中学校第 1 学年への移行率 100.41% であった⁽¹¹⁾。

世界の多くの諸国で採用されている 6-3-3 制の学校制度、すなわち、小学校教育 (6 年)、中学校教育 (3 年)、高等学校教育 (3 年) の計 12 年の就学に対して、フィリピンでは、基礎教育 (初等教育 6 年・中等教育 4 年) 10 年の修了後に、就職あるいは大学などの高等教育機関に進学することになる。フィリピンでは、前述した基礎教育課程の中退率の高さを含め、基礎学力の未定着あるいは低下が問題視されることになった。こうした状況の下、基礎教育課程を後述する 6-4-2 制へと拡充すること、及び就学前児童に対する基礎教育の重要性が注目された。

フィリピンの就学前教育 (preschool education) には、4 歳児から 5 歳児を対象とする幼稚園 (kindergarten) 及び保育園 (day care center) がある。幼稚園は教育省が、保育園は社会福祉開発省がそれぞれ監督官庁である。幼稚園の教育課程において、①対話 (読む・聞く・話す等)、②数量 (数、形、大きさ、簡単な足

(5) タガログ語を基礎として、英語、スペイン語、フィリピン諸語を取り入れた言語。

(6) MDGs に基づき、2015 年までに世界中の全ての人たちが初等教育を受けられ、識字環境を整備しようとする取組み。

(7) 学年としては、初等教育 (小学校) が Grade1 から Grade6、中等教育 (高等学校 =High School) が Grade7 から Grade10 となっているが、本稿では、小学校第 1 学年から第 6 学年、中学校第 1 学年から第 4 学年として表記する。

(8) Gross Enrolment Rate= 小学校在籍児童数 ÷ 初等教育対象年齢 (6～11 歳) 人口。6 歳未満又は 12 歳以上で小学校に在籍する生徒を含めるため、数値が 100% を超えている。

(9) Net Enrolment Rate=6-11 歳の小学校在籍児童数 ÷ 初等教育対象年齢 (6～11 歳) 人口。6 歳未満又は 12 歳以上で小学校に在籍する生徒が除かれている。

(10) Cohort Survival Rate. 小学校第 6 学年進学時の在籍生徒数の割合。

(11) “Fact Sheet Basic Education Statistics,” DepEd, 2011.11.16. (http://www.deped.gov.ph/cpanel/uploads/issuanceImg/factsheet2011_Nov%2016.xls)

し算引き算等)、③知覚(身体、動物、植物、音、光等の特徴を五感で知覚)、④社会性・感性(健康的な生活習慣、着衣、食事、共同生活のルール等)、⑤運動・創造性(体育、芸術、音楽等)が柱となっている。指導言語としては、フィリピン語及び英語が中心となっているが、地方語での指導も認められている。2010～2011学校年度における幼稚園就学児童は、約165万人であり、そのうち公立幼稚園は約122万人、私立幼稚園は約43万人であった⁽¹²⁾。同学校年度における小学校就学児童は約1416万人、中学校就学生徒は約695万人であった⁽¹³⁾。

2 ミレニアム開発目標との関連

2000年9月、国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、「国連ミレニアム宣言」が採択され、それ以前の国際会議等における開発目標と併せて、「ミレニアム開発目標」がとりまとめられた。同目標では、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的な初等教育の達成、③ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康状態の改善、⑥HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止、⑦環境の持続可能性を確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進、の8つの目標が掲げられた。

この2番目の「普遍的な初等教育の達成」では、踏み込んだ目標として「2015年までにすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする」としている。『ミレニアム開発目標報告2011』によれば、途上国全体においては、その達成率が1999年の82%から2009年には89%へと上昇しており、東南アジア諸国全体では、同期間に93%から

94%に微増している⁽¹⁴⁾。15歳から24歳までの青年層における識字率については、同諸国全体で、1990年の94%から2009年に98%へと上昇している⁽¹⁵⁾。

幼稚園教育法は、第2条「政策宣言」で、次のように同法の目的をミレニアム開発目標と関連づけて述べている。

2015年までに万人のための教育(Education for ALL=EFA)を達成するミレニアム開発目標と調和させ、正規の小学校教育への十分な準備をさせるために、すべての児童に対して身体的、社会的、知的、感情的及び技能的な刺激並びに価値観の形成を効果的に促進する身近で義務的及び強制的な幼稚園教育を受ける平等な機会を与えることを国の方針とすることをここに宣言する。

こうした政策を実現するために、同法は、幼稚園教育を義務として制度化すること、及びそのために予算を充当することを定めている。

II 幼稚園教育法の概要

次に、幼稚園教育法の柱となる幼稚園教育の義務化、母語を基礎とする多言語教育に関する規定を、その実施規定である教育省令第32号等を参照しつつ解説する。

1 幼稚園教育の義務化

幼稚園教育法第4条「幼稚園教育の制度化」では、幼稚園教育が基礎教育の一環として制度化され、小学校第1学年入学のための強制的及び義務的なものとなると定められた。教育省令

(12) *ibid.*

(13) *ibid.*

(14) *The Millennium Development Goals Report 2011*, United Nations, 2011, p.16. (http://www.undp.org/content/dam/undp/library/MDG/english/MDG_Report_2011_EN.pdf)

(15) *ibid.*, p.19.

第 32 号では、第 4 条で「一般的幼稚園計画」及び「特に困難な環境下の児童のためのキャッチアップ計画」についての規定が置かれた。

一般的幼稚園計画とは、小学校への就学準備として、児童の基本的技能の発達を保障するため主題的かつ統合的な教育課程を使用する小学校に向けた、5 歳以上の児童のために提供される 10 か月間⁽¹⁶⁾の計画である。特別なニーズのある児童のために 4 点の追加サービスを設けている。

①英才教育のための就学前教育計画

実年齢にかかわらず、優秀な知能を有する児童の教育上の、芸術上の及び社会的なニーズに対処するために設置された公立小学校に向けて、才能ある生徒のために包括的な計画を提供する。

②障害をもつ児童のための早期介入計画

特別な教育上のニーズのある児童のために計画され、障害をもつ児童の障害状態の悪化を抑えるサービスを提供するものであり、自宅や地域社会においても実施される。

③幼稚園マドラサ（宗教学校）計画（KMP）

教育省が規定した標準マドラサ教育課程を使用する私立のマドラサと同様に、アラビア語及びイスラム的価値観教育（ALIVE）を採用する公立学校に入学するムスリムの生徒のために提供される。

④先住民（IP）教育

先住民の権利、先祖伝来の所有地、文化的アイデンティティ及び遺産の保存、承認、推進及び保護を保証し、並びに先住民の社会的、経済的及び文化的な優先度及び要望、特別なニーズ、歴史、アイデンティティ、言語及び先住民の知識体系その他の文化的価値観を取り入れた計画を策定する。

このほかに、一般的幼稚園計画を修了するこ

とができない、慢性疾患を有する者、紛争による避難者、再定住者、被災者及び児童労働者等の就学が困難な環境下にある 6 歳及びそれ以上の児童を対象として、特に困難な環境下の児童のためのキャッチアップ計画を教育省が策定するとした。

教育省令第 32 号では、これらの具体的な教育計画として、第 8 条で以下の教育課程を明示している。

①英才教育のための就学前教育課程

一般的な教育課程に加えて、学習体験の多様性を提供しなければならず、かつ自身及び他の者と協調する能力を深め、知的かつ意欲的で複雑かつ抽象的な教育課程でなければならない。

②早期介入教育課程

障害をもつ児童の独自のニーズに対応するために個別化され、修正されなければならない。付加的で代替的なコミュニケーションシステムや行動管理技術を使い、その構造、内容、アプローチ、戦略、材料において適応、代替、付加を伴うことで、教育課程の選択肢は、通常のもの、修正されたもの、特別なものにわたることができる。

③幼稚園マドラサ教育課程

アラビア語教育及びイスラム的価値観教育を提供しなければならない。

④先住民教育課程

先住民にとっては一般的に、また特別のコミュニティにとっては個々に受け入れ可能な教育サービスを提供しなければならず、それらの者の世界観、事情、ニーズ、先住民族の知識体系及び慣習に係る学習者の特別なニーズに適応しなければならない。

⑤キャッチアップ幼稚園教育課程

教育省令第 32 号の規定で言及された特に

(16) フィリピンでは、3 月～5 月の約 2 か月間が新学校年度前の夏季休暇である。

困難な環境下ではなくとも、児童が一般的幼稚園教育計画から学習し習得する社会的及び運動的な技能及びその他の重要な技能を発達させるために、即応的 skill 及び発達上適切な訓練から構成されなくてはならない。

2 母語を基礎とする多言語教育

幼稚園教育法第5条「幼稚園教育の指導言語」では、幼稚園段階における教育及び学習の主要媒体として、母語を基礎とする多言語教育方式を採用することが定められた。同条は、母語を基礎とする多言語教育の制度化を規定した2009年教育省令第74号（以下「教育省令第74号」という）⁽¹⁷⁾の枠組みに適合させるとした。

教育省令第74号第2条で、母語を基礎とする多言語教育は、児童の読み書き能力及び指導力のため2つ以上の言語を効果的に利用することであり、就学前児童を含む正規教育及び代替学習制度（Alternative Learning System=ALS）⁽¹⁸⁾の中に基本的教育政策及び基本的教育計画として制度化されるものと定められた。同省令第3条では、共通語及び第一言語の習得過程について次の調査結果が示された。

- ①学習者は、自身の第一言語において、より速く読めるようになる。
- ②自身の第一言語で読み書きを学習した生徒は、最初に第二言語及び第三言語で学んだ者よりも速く第二言語及び第三言語の会話及び読み書きを学ぶ。
- ③認知発達の観点でも、他の学術分野におけるその効果の観点でも、自身の第一言語で読み書きを学習した生徒は、より速く能力を獲得する。

幼稚園教育法第5条では、公用語であり国語であるフィリピノ語の教育とともに、公用語である英語の教育を強化することを指示しており、教育省令第74号の付属文書2において、第一言語を母語、第二言語をフィリピノ語、第三言語を英語と規定していることから、母語を基礎とした多言語教育とは、就学前基礎教育、初等教育の初期段階での母語教育を充実させた上で、初等教育の中期から中等教育の期間におけるフィリピノ語及び英語の教育を充実化させることを目的としていることがわかる。

教育省令第74号の付属文書1「母語を基礎とする強力な多言語教育のための基本的要件」では、次の10の事項が必要とされている。

- ①選択した地方言語の正書法で、関係者の大多数が受け入れ、その言語能力を促進するもの
- ②学校、地域及び地方レベルにおける指定言語の低廉で、初歩の読書及び児童文学を優先する教材の開発、生産及び販売
- ③就学前から少なくとも小学校第3学年までに、指導言語として第一言語の使用。この学年期では、第一言語が算数、理科、マカバヤン（Makabayan：国民教育）並びにフィリピノ語及び英語等の言語科目等すべての科目において理解及び精通するための主要な教育手段となる。
- ④概念上の理解のため、科目並びに指導及び学習の言語としての母語は、小学校第1学年で導入する。
- ⑤フィリピノ語及び英語並びにその他の地方語又は外国語等の追加言語は、慎重な進度計画における別の科目として又は小学校第2学年以降で導入する。

(17) “DepED Order No.74, 2009: Institutionalizing Mother Tongue-Based Multilingual Education (MLE),” 2009.7.14. < <http://www.deped.gov.ph/cpanel/uploads/issuanceImg/DO%20No.%2074,%20s.%202009.pdf> > 同令では、付属文書1「強力な母語を基礎とする多言語教育のための基本的要求」の中で10の要求を掲げており、付属文書2で、課程計画A・課程計画Bとして、就学前、幼稚園、小学校（6学年）、中等教育（高校4学年）における、母語、フィリピノ語、英語及び追加的言語の教育課程計画が示されている。

(18) 正規教育課程を享受できない者が対象となる。

- ⑥第2段階において、フィリピン語及び英語は、主要な指導言語として使用しなければならない。第一言語は、補助的な指導言語として使用しなければならない。
- ⑦英語、フィリピン語及びマドラサにおけるアラビア語以外の追加言語は、保護者の要請又は地方の関係者の承認により使用されなければならない。フィリピン語及び英語は、小学校第3学年より前に指導言語として使用してはならない。ただし、学習の補助として第一言語を効果的に使用しなければならない。
- ⑧指導言語は、通常の学校や制度の全体並びに国際的能力評価における課題の試験において優先的言語としなければならない。
- ⑨指導言語としての第一言語の効果的な使用に関して、多言語教育専門家と協力して、継続的な現場研修 (in-service training=INSET) を行なわなければならない。現場研修は、文化的感受性を発達させ、文化的及び言語的な多様性に対する正しい認識を強化するために、教育者を配置しなければならない。
- ⑩リテラシー計画戦略の実施のため、地方自治体、両親及び地域社会の批判的意識、最大限の参加、及び支援を確保する。

Ⅲ 基礎教育計画の策定

1 基礎教育制度の改革

2012年4月24日、政府は「K to 12」計画を公表した。Kは幼稚園 (Kindergarten) を表わし、12は現在の学校制度である6-4制 (初等教育6年、中等教育4年) から6-4-2制 (初等教育6年、中学校教育4年、高等学校教育2年) への移行を表わしている。大学等の高等教育以前の基礎教育を拡充するとともに、幼稚園教育の義務化を基礎教育制度に組み入れたことになる。

「K to 12」計画では、幼稚園教育を義務化することとともに、初等教育 (primary education)

6年、中学校 (junior high school) 4年及び高等学校 (senior high school) 2年からなる12年間の基礎教育制度は、基礎教育就学者及び生涯学習者の学力及び技能の向上のため、並びに高等教育機関の入学を目指す基礎教育就学者に対して、中間レベルの技能開発、職業意識及び起業家精神の育成のための準備となる十分な時間を提供するものになっているとしている。同政策の適用は、現行の10年制の教育制度による卒業生の学力が就労や高等教育に十分でないといみなされる現状を改善するものとし、実際に他国において、10年制の教育制度が不十分なものであるとされ、フィリピン人労働者が専門的技術者として認知されないことや、大学入学資格を有していない者とみなされる状況を改善するものとしている。

2 「万人のための幼稚園教育」

「K to 12」で示された「万人のための幼稚園教育 (Universal Kindergarten Education)」は、すべての小学校第1学年の学業準備のために確保されるものとして、幼稚園教育を基礎教育制度に統合するものとし、幼稚園教育法の施行により2012～2013年度から幼稚園教育が義務化されるとしている。2012～2013年度には、230万人の5歳児が幼稚園に入園し、その74%にあたる170万人の児童が公立学校に就学すると推計している。

母語を基礎とする多言語教育は、幼稚園から小学校第3学年まで、母語を指導言語としている。母語とする言語は、タガログ語 (Tagalog)、パンパンガ語 (Kapampangan)、バンガシナソ語 (Pangasinense)、イロコ語 (Iloko)、ビコル語 (Bikol)、セブアノ語 (Cebuano)、ヒリガイノン語 (Hiligaynon)、ワライ語 (Waray)、タウスグ語 (Tausug)、マギンダナワン語 (Maguindanaoan)、マラナオ語 (Maranao)、チャバカノ語 (Chabacano)

とし、英語及びフィリピン語が主要な指導言語となるのは、小学校第4学年からとしている。

同計画では、その社会的利益として、第1に、ワシントン協定（Washington Accord）⁽¹⁹⁾及びボローニャ協定（Bologna Accord）⁽²⁰⁾を受けて、フィリピンの教育制度を国際水準と同等なものとする事、第2に、生産的雇用、起業家精神又は高等教育専門分野を迫及する能力を有するよりよい教育社会の発展に貢献することが指摘されている。

おわりに

幼稚園教育法が施行されたことにより、フィリピンでは、6-4-2制の学校制度への移行に先行し、基礎教育を充実させる基盤とするため、及び基礎教育制度の再構築を進めるための一環として、就学前児童に対する幼稚園教育が義務化された。また、幼稚園教育に、母語を基礎とする多言語教育方式を採用することで、多言語国家であるフィリピンにおいて、児童の言語理解力の発達度を想定した教育言語・指導言語の

使用が学校教育初期段階においても重視されることになった。

貧困や紛争（特に南部のイスラム圏）等に起因する非就学児童や児童労働の実態、学校教育からの中退者の多さ、卒業後の就職難及び労働人口の約1割が海外で就労するというフィリピン社会の現実に鑑みれば、教育制度改革は、有効な経済政策とともに実施されなければ成果を期待しがたい。また、教員、教室及び教科書等の不足を解消していく方策も必要となってくるであろう。それらを踏まえた上で、「万人のための教育」を実現させる第一歩として、幼稚園教育の義務化の履行状況及びその後の展開が注目される。

参考文献

- ・『平成17年度 NGO・外務省合同評価：フィリピン教育分野評価報告書』外務省, 2006.3. 〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/philippines/sect05_01_index.html〉
- ・池田充裕・山田千明編著『アジアの就学前教育—幼児教育の制度・カリキュラム・実践』明石書店, 2006.

(えんどう さとし)

(19) 技術者教育に関する国際的相互承認制度、1989年締結。

(20) ヨーロッパにおける高等教育に関する共同宣言、1999年採択。ボローニャ宣言（Bologna Declaration）又はボローニャ・プロセス（Bologna Process）ともいう。

幼稚園教育を基礎教育制度に組み込み、併せてその予算を充当する法律 (幼稚園教育法：共和国法律第 10157 号)

An Act Institutionalizing the Kindergarten Education into the Basic Education System and
Appropriating Funds Therefor: Republic Act No.10157 (Kindergarten Education Act)

海外立法情報課 遠藤 聡訳

第 1 条 短縮題名

この法律は、「幼稚園教育法」として認知されなければならない。

第 2 条 政策宣言

2015 年までに万人のための教育 (EFA) を達成するミレニアム開発目標と調和させ、正規の小学校教育への十分な準備をさせるために、すべての児童に対して身体的、社会的、知的、感情的及び技能的な刺激並びに価値観の形成を効果的に促進する身近で義務的及び強制的な幼稚園教育を受ける平等な機会を与えることを国の方針とすることをここに宣言する。この法律は、強制的及び義務的な正規の教育の第一段階である小学校制度に適用するものとする。したがって、ここに、幼稚園は、国の基礎教育制度の不可欠な要素となる。

幼稚園教育は、学習に対して児童の学習能力が最も鋭敏である時期において、フィリピンの児童の学問的及び技能的な発達に不可欠である。教育及び学習における適切な言語を介して、学習者、学校及び地域社会の需要、認知能力及び文化的な能力並びに環境及び多様性に対して、教育を学習者本位に即応できるものとするは、国の政策でもある。

第 3 条 用語の定義

この法律において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) DepEd⁽¹⁾とは、教育省をいう。
- (b) BEE⁽²⁾とは、初等教育局をいう。
- (c) この法律において、幼稚園教育は、小学校第 1 学年の入学に必要な 5 歳以上の児童に対する 1 年の準備教育をいうものとして解釈する。
- (d) 母語とは、児童が最初に学習した言語をいう。

第 4 条 幼稚園教育の制度化

幼稚園教育は、基礎教育の一環として制度化し、2011 年から 2012 年の学年度期間には部分的に実施し、それ以降は小学校第 1 学年の入学のために必要で強制的かつ義務的なものとする。

第 5 条 幼稚園教育の指導言語

国は、ここに、母語を基礎とする多言語教育 (MTB-MLE⁽³⁾) 方式を採用する。学習者の母語は、幼稚園段階における教育及び学習指導のための主要な指導言語とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (a) 幼稚園の教室内の生徒が異なる母語を有する場合又は生徒の数名が別の母語を話す場合
- (b) 教員が学習者の母語を話せない場合
- (c) 母語の使用に合わせた教材が未だ入手されていない場合
- (d) 教員が MTB-MLE プログラムの訓練を

(1) Department of Education の略。

(2) Bureau of Elementary Education の略。

(3) Mother Tongue-Based Multilingual Education の略。

未だ受けていない場合

上記の例外の場合、主要な指導言語は、2009 年教育省令第 74 号⁽⁴⁾の規定に基づく教育実習並びに特定地域の教材及び資料の作成等の初等教育段階で使用されている枠組みに適合させ、教育省が決定する。

教育省は、フィリピン語委員会と協力し、かつ、教育に関する学術・研究機関と緊密に協力して、教育及び学習のための母語を基礎とする多言語の枠組みを構築するものとするが、教育省は、児童の公用語である英語の理解へ導き、最終的にそれを強化するという目的を有する教育戦略で第 7 条 (c) 項に規定するものを含めることを条件とする。

第 6 条 実施機関

公立学校及び私立学校の双方における幼稚園教育計画の組織、運営若しくは実施又はそれらすべてを管理する機関は、初等教育局に属する新たな部として、及び相応の給与及び手当付の幼稚園教諭職の増加、早期教育における教育実習の強化並びに教室及び椅子の設置、設備及び備品の取付並びに教科書の配布に必要な予算の割当を制限することなく、幼稚園教育の効果的な実施を達成するためのその他の必要な支援の下、教育省に設置するものとする。

第 7 条 職務、権限及び機能

教育省は、初等教育局を通じて、次に掲げる職権職務を遂行するものとする。

- (a) 幼稚園教育計画の組織化、運営及び実施を監督管理すること。
- (b) 発達上適切なすべての価値観の形成等に関するあまねく受け入れられる規範及び基

準に適合する幼稚園教育の教育課程を策定し、教育の指導言語として母語を基礎とする多言語教育を利用し、改良のために定期的にこれを見直すこと。

- (c) その他の母語を基礎とする多言語教育の独自の特徴を利用した次に掲げる事項の教育戦略を策定すること。

- (1) 二重方式（読み聞かせ及び読書、お話を聞くこと並びに対話活動）
- (2) 対話戦略
- (3) 身体を使った遊び
- (4) 体験的で少人数による討論及び特に全身反応教授法（TPR⁽⁵⁾）

学習開発教材は、少なくとも次に掲げる要素から成るものとする。

- (i) お話を聞くこと。
- (ii) 小型本
- (iii) 大型本
- (iv) 体験談
- (v) 入門教材
- (vi) 授業のお手本
- (d) 幼児教育における最近の傾向、教授法、方法論及び概念における教員の知識の持続的な更新を確保するため幼稚園教諭職の継続的な専門能力を構想し、開発し、及び拡大すること。
- (e) 幼稚園教育計画を担当する教員の採用及び適性のために必要な資格を規定すること。
- (f) 私立幼稚園施設の運営に関する権限を行使すること。
- (g) 施設、家庭又は地域社会を拠点とし、並びに教育省に公認されている幼児教育に関する多様な現場の施設を監督すること。
- (h) 適用可能であれば教育技術を含んだ幼

(4) “DepED Order No.74, 2009: Institutionalizing Mother Tongue-Based Multilingual Education (MLE),” 2009.7.14. <<http://www.deped.gov.ph/cpanel/uploads/issuanceImg/DO%20No.%2074,%20s.%202009.pdf>>

(5) Total Physical Response の略。

園の革新的計画を取り入れること。

第8条 予算の充当

教育省は、その年次計画の中に無料の強制的及び義務的な公立幼稚園教育の運用規則を速やかに盛り込まなければならず、その当初の資金は教育省の幼稚園教育に関する当座の歳出予算から支出するものとする。したがって、無料の公立幼稚園教育計画を継続して実施するために必要な資金は、一般基金に課せられ、かつその額は年次一般歳出予算法に規定するものとする。

第9条 実施規定及び規則

この法律の施行後90日以内に、教育省は、予算行政管理省と協議の上、この法律の執行について必要な細則を公布しなければならない。

第10条 分離条項

この法律の規定のいずれかが無効又は違憲とされた場合、その規定の効力は、これに関連するその他の規定によって生じた効力を妨げないものとする。

第11条 廃止

この法律の規定に反し又は適合しないすべての法律、命令、行政命令及び措置並びに規則は、適宜廃止し又は改正するものとする。

第12条 施行

この法律は、官報公告後又は一般に普及している新聞2紙への掲載後15日を経過した日から実施される。

(えんどう さとし)